

令和3年度第2回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和3年8月17日（火）～9月9日（木） ※書面による開催

2. 委員：（敬称略・50音順）

伊藤 太佳博	埼玉県企画財政部交通政策課
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大野 政子	利用者家族
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
高場 厚	埼玉交通運輸労働組合
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
永島 淳	保健福祉局福祉部
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
春山 智昭	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
百澤 和宏	保健福祉局長寿応援部介護保険課
山崎 桜子	保健福祉局福祉部障害支援課
山本 宏	社会福祉法人さくら草

【内容】

○協 議

（１）更新登録の申請に係る協議について

- ・ 社会福祉法人 城南会
- ・ 一般社団法人 メロディー
- ・ 一般社団法人 あるかであ

（２）新規登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会

○報 告

軽微な事項等の変更について

【配付資料】

○令和３年度第２回さいたま市福祉有償運送運営協議会開催通知

○資料１ 更新登録申請書（社会福祉法人 城南会）

○資料２ 更新登録申請書（一般社団法人 メロディー）

○資料３ 更新登録申請書（一般社団法人 あるかであ）

○資料４ 新規登録申請書（特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会）

○資料５ 軽微な事項等の変更について

○参考資料

【要旨】

意見等とりまとめ一覧（別紙）のとおり

以上

令和3年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会（書面会議）に係る意見等とりまとめ一覧

委員 (敬称略・順不同)	団体名等	申請事業者：社会福祉法人城南会	
		質問・意見	回答
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会	旅客は2人だけですか。	(事業者回答) 名簿のとおり2名のみで、福祉有償運送だけでなく、居宅(身体)のサービスでヘルパーを利用されている方です。今後につきましては、対応出来る範囲で旅客を増やしていきたいと考えています。

委員 (敬称略・順不同)	団体名等	申請事業者：一般社団法人メロディー	
		質問・意見	回答
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会	運送対価が安すぎないですか。	(事業者回答) 利用実績と燃料費、車検費用、保険料、点検修理代を勘案して法人所有車両が維持できる額を設定しております。今回若干の値上げをしていますが、今後も利用状況によっては値上げを検討したいと思います。
山崎 桜子	障害支援課	一般社団法人メロディーは生活サポート事業実施事業所になりますが、生活サポート事業についての記載がなかったため、念のための確認です。生活サポート事業での運送は、引き続き時間制(950円/時間)で継続という認識で宜しいでしょうか。	(事業者回答) さいたま市への生活サポート事業登録はしていましたが、協議会への申請を失念しておりましたので、時間制(生活サポート事業を適用)について、対価に関する申請書に追記するとともに変更申請書を提出いたします。(事務局からの補足)
大野 政子	住民又は旅客	運送の対価ですが、距離制のみの設定になっているのは、生活サポートの利用はないという事で良いですか。	時間制・距離制の選択制となり、いずれも複数乗車は行いません。

委員 (敬称略・順不同)	団体名等	申請事業者：一般社団法人あるかでいあ	
		質問・意見	回答
伊藤 太佳博	埼玉県企画財政部交通政策課	別の法人が所有者となっている車両を使用することとしておりますので、該当車両の使用に関する契約書等が必要かと存じます。	(事業者回答) 別法人所有車両2台について、各々リース契約に関する書類をさいたま市福祉有償運送運営協議会を提出し、埼玉県に申請する際にも添付いたします。(事務局からの補足) リース契約に関する書類を確認いたしました。

委員 (敬称略・順不同)	団体名等	申請事業者：特定非営利活動法人さいたま市視覚障害者福祉協会	
		質問・意見	回答
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会	運転者は1人で大丈夫ですか。	(事業者回答) 講習受講予定者がおり、令和3年10月頃までに3名追加の見込みです。
山本 宏	社会福祉法人さくら草	定款に「福祉有償運送」の記載が「生活支援…」で良いのであれば問題ありません。	(事務局回答) 埼玉県交通政策課に支障ない旨を確認いたしました。
山本 宏	社会福祉法人さくら草	複数乗車については、問題ないと思います。	
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク	複数乗車の対価設定について、「300円」と書かれていますが、「30分あたり」かどうか分かりません。団体整理表には「30分あたり」とありますので、申請書類にも申請時には明記していただければと思います。	(事業者回答) 追記したものをさいたま市福祉有償運送運営協議会に再提出し、埼玉県に申請する際にも修正したものを提出いたします。

委員 (敬称略・順不同)	団体名等	その他	
		質問・意見	回答
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク	「生活サポート事業を適用した際の複数乗車の対価設定について」を添付していただきありがとうございます。複数乗車は3人までであれば認められる、対価は一人あたり950円を収受して良いという理解でよろしいでしょうか。	(事務局回答) お見込みのとおりとなります。